

学友会・父母会の会費代行徴収

(1) 以下の会費の納入は、学校が父母会、学友会に代わって代行徴収するもので学納金等の事務取扱規程に準じて取り扱う。

費用	納入期	納入期間 または期限	請求方法及び方法	備考
父母会入会金	世帯年額 10,000円	5月20日前後	金額は前期の学納金に含めて徴収する	入学年度時のみ
父母会会費	年額 3,000円	前期 5月20日前後 後期 10月20日前後	金額は前期、後期の学納金に含めて徴収する	当該年度毎
学友会会費	年額 6,800円	前期 5月20日前後 後期 10月20日前後	金額は前期、後期の学納金に含めて徴収する	当該年度毎
卒業対策費	1名 50,000円	学納金と同じ	金額は前期、後期の学納金に含めて徴収する	5学年時のみ前・後期で4回分納
同窓会入会金	1名 12,000円	同上	上記卒業対策費に含まれる	

父母会会則から抜粋 第6章 会計

第17条 本会の経費は、会費・賛助会費ならびにその他の収入を以てこれにあてる。

第18条 会員の会費は、一世帯年額3,000円とする。賛助会員の会費は、役員会によって別にこれを定める。

第19条 会員の入会金は、一世帯年額10,000円とする。

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の帳簿は、父母会事務所に備え、必要あるときは会員の閲覧に供する。

同窓会会則から抜粋 第6章 会計

第10条 本会の運営経費は入会金と年会費の収入をもってこれに充当する。ただし、必要に応じて臨時会費の徴収及び寄付金を受けることができる。

第 11 条 入会金及び年会費の徴収について以下の各号のとおりとする。

- (1) 準会員は入会金を卒業時に納入するものとする。
- (2) 正会員は年会費は納入するものとする。ただし、高専を卒業した会員については、卒業後 5 年間はこの限りではない。
- (3) 会費の徴収方法については別に定める。
- (4) 入会金、年会費については別途定める。

学友会会則から抜粋

第 7 条 (会費)

- 1 会員は一定の年会費 6,800 円を定期的に納入しなければならない。
- 2 災害等の特別な事情がある場合は年会費の全額または一部を免除することができる。
- 3 会費の詳細に関しては「会計規程」に別途定める。